

令和 7 年 度

公益財団法人 神戸市公園緑化協会事業概要

建設局

目 次

I 協 会 設 立 の 趣 旨	1
II 協 会 の 概 要	2
1 名 称	2
2 所 在 地	2
3 設 立 年 月 日	2
4 基 本 財 産	2
III 協 会 の 機 構 ・ 職 員 数	3
1 機 構	3
2 評 議 員 、 役 員	4
3 職 員 数	5
IV 定 款	6
V 令 和 6 年 度 事 業 報 告	15
1 事 業 の 概 要	15
2 損 益 計 算 書	20
3 正 味 財 産 増 減 計 算 書	21
4 貸 借 対 照 表	22
5 財 産 目 録	23
6 収 入 明 細 書	24
7 支 出 明 細 書	25
VI 令 和 7 年 度 事 業 計 画	26
1 事 業 計 画	26
2 経 営 改 善 の 取 組 状 況	31
3 予 定 損 益 計 算 書	32
4 収 支 予 算 書	33
5 予 定 貸 借 対 照 表	34
6 予 定 収 入 明 細 書	35
7 予 定 支 出 明 細 書	36
VII 令 和 6 年 度 主 要 事 業 計 画 ・ 実 績 比 較 表	37
VIII 主 要 事 業 の 推 移 （ 令 和 4 ～ 6 年 度 ）	38
IX 財 務 状 況	39

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和38年7月1日に神戸市公園協会として発足し、昭和43年には財団法人として認可を受け、昭和57年には名称を財団法人 神戸市公園緑化協会と変更した。そして、緑化意識の啓発事業を積極的に推進し、本市と一体となって公園緑地事業の推進、公園の維持管理及び緑化意識の啓発等に取り組んできた。

一方、昭和31年に設立した神戸王子動物園協会は、動物園とともに市民にレクリエーションの場を提供し、また、社会教育活動を行うなど市民サービス向上も図ってきた。

両協会は、震災による本市の行財政改革の一環として、平成8年4月に統合し、組織機能の強化や事務の効率化を図った。

さらに、市民・事業者・行政をつなぐ役割を合わせもつことで、一層の市民サービスの向上を図っていくため、平成23年4月1日に、公益財団法人に移行している。

当協会は、公益事業の担い手として、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的としている。

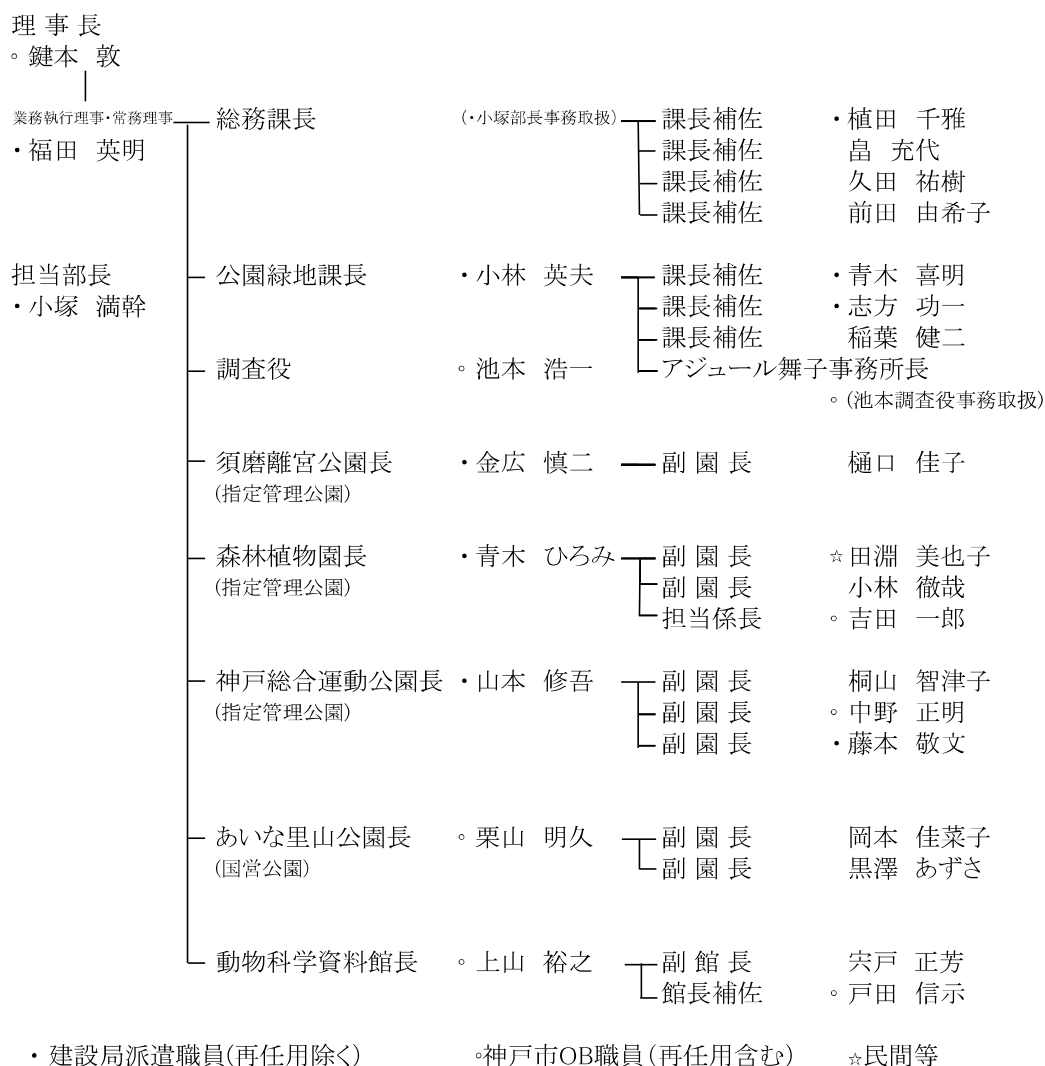
Ⅱ 協会の概要

- | | |
|-------------|--|
| 1 名 称 | 公益財団法人 神戸市公園緑化協会 |
| 2 所 在 地 | 神戸市須磨区緑台 |
| 3 設 立 年 月 日 | 昭和38年7月 1日 任意団体として発足
昭和43年4月20日 財団法人認可
昭和57年4月 1日 名称等一部変更
平成 8年4月 1日 (財)神戸王子動物園協会と統合
平成23年4月 1日 公益財団法人移行 |
| 4 基 本 財 産 | 2,400万円 (神戸市 50%出捐、自己資本 50%) |

Ⅲ 協会の機構・職員数

1 機 構

令和7年7月1日現在



2 評議員、役員

令和7年7月1日現在

(1) 評議員

役 職 名	氏 名	備 考
評 議 員	井 上 智 津 子	神戸市婦人団体協議会 理事
評 議 員	大 塚 隆 生	神戸商工会議所 地域政策部長
評 議 員	上 甫 木 昭 春	大阪府立大学 名誉教授
評 議 員	指 昭 博	神戸市外国語大学 名誉教授
評 議 員	鳥 居 聡	株式会社神戸商工貿易センター 代表取締役社長
評 議 員	中 村 留 美	神戸法律事務所 弁護士
評 議 員	原 正 太 郎	神戸市建設局長
評 議 員	箸 本 史 朗	(株)神戸新聞社 メディアビジネス局長

(2) 理事、監事

役 職 名	氏 名	備 考
理 事 長	鍵 本 敦	
業務執行理事 ・ 常 務 理 事	福 田 英 明	神戸市建設局部長
理 事	梶 木 典 子	神戸女子大学家政学部 教授
理 事	木 村 行 博	一般社団法人日本旅行業協会関西事務局 事務局長
理 事	山 村 静 男	一般社団法人神戸市造園協力会 代表理事
理 事	深 町 加 津 枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
理 事	増 田 隆 治	山陽電気鉄道株式会社鉄道事業本部長 取締役常務執行役員
理 事	新 保 奈 穂 美	東京大学空間情報科学研究センター 准教授
監 事	飯 塚 敏 勝	鳩合同会計事務所 代表社員税理士
監 事	米 田 耕 士	多聞法律事務所 弁護士

3 職 員 数

令和7年7月1日現在 (単位:人)

区 分	常勤役員	部長級	課長級 調査役 館所園長	係長級 副園長 副所長	事務職員 (係員)	技術職員 (係員)	嘱託 係員	業務職員 ・ 契約職員	計
総 務 課	2 (1)	1 (1)	— (—)	4 (1)	8 (—)	— (—)	—	—	15 (3)
公園緑地課	— (—)	— (—)	2 (1)	3 (2)	3 (—)	6 (—)	2	26	42 (3)
須磨離宮公園	— (—)	— (—)	1 (1)	1 (—)	3 (—)	4 (—)	—	7	16 (1)
森林植物園	— (—)	— (—)	1 (1)	3 (—)	2 (—)	3 (—)	1	2	12 (1)
神戸総合運動公園	— (—)	— (—)	1 (1)	3 (1)	4 (—)	1 (—)	2	3	14 (2)
あいな里山公園	— (—)	— (—)	1 (—)	2 (—)	2 (—)	3 (—)	1	1	10 (—)
動物科学資料館	— (—)	— (—)	1 (—)	2 (—)	3 (—)	— (—)	—	4	10 (—)
合 計	2 (1)	1 (1)	7 (4)	18 (4)	25 (—)	17 (—)	6	43	119 (10)

()内は、市派遣職員で内数。再任用除く。嘱託係員には再任用含む。

IV 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市公園緑化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援
- (2) 都市公園（動物園等の公園施設を含む）、自然公園、緑地等の保全と多様な利活用の促進
- (3) 動物に関する知識の普及と理解の増進
- (4) 前各号に関する附帯事業の経営
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業は神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によっ

て生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 理事会又は評議員会は、評議員候補者を評議員会に推薦することができる。

4 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

5 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

6 前項の場合には、評議員会は次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

7 第5項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度

のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

（役員の設定）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事のうち3名以内を常務理事とすることができる。
- 6 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行し、副理事長は、理事長を補佐する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第26条 理事又は監事並びに評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
安藤嘉茂
木村榮一
杉山力子
高梨柳太郎
松浦 厚
安田義秀
吉田博宣
米田耕士
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
松本 明
石神晋一
松岡達郎
新谷瑞穂
佐々木繁
石川 理
楠比呂志
東 真
藤永大助
村山良雄
- 5 この法人の最初の理事長は松本 明、常務理事は石神晋一、業務執行理事は松岡達郎、新谷瑞穂とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
中嶋 徹
飯塚敏勝

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	国債又は地方債 24,000,000 円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年1月1日から施行する。

V 令和6年度事業報告

(事業区分)

公益目的事業：学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

収益事業等：公益目的事業以外の事業で、公園利用者等の利便に供するための事業等

1 事業の概要

(1) 公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア 花壇管理事業

(ア) 花壇管理

・花のプロムナード花壇(17か所)、ふれあい花壇(10か所)、スポンサー花壇(15か所)

(イ) 市民花壇の花苗配布

・花苗の配布(年2回配布、市民花壇数：639か所)

イ 花の絵コンクール

・応募総数：2,227点、入賞(神戸市長賞等)：90点

ウ 花と緑の緑花相談

・相談件数：137件(1日平均約5.7件)

エ 花と緑の情報発信

(ア) 花の情報(ホームページ)

(イ) Living Nature Kobeの情報発信(ホームページ、SNS)

オ ボランティア人材育成事業

・「ガーデナーステップアップ講座」 全5回 25人参加

カ 神戸みどりの夢基金事業

・神戸の緑に関する普及・啓発に寄与する調査・研究支援 12件

キ 六甲山もりづくり基金事業

・ホームページの運営、六甲山地の植物ガイドブックの販売等広報業務

・六甲山上の極楽茶屋跡において眺望確保のための刈払い作業を実施

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア 一般公園等の多様な利活用の促進

(ア) 一般公園の維持管理 10公園 385ha

・大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園
須磨寺公園、舞子東海浜緑地(アジュール舞子)、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

(イ) 運動施設の維持管理

・テニスコート5公園(16面)、野球場10公園(10面)、球技場4公園(4面)等の
維持管理、利用調整、使用料の徴収

(ウ) 公園の遊具等施設点検業務

・対象公園数：1,649公園 点検回数：年4回実施

イ 有料公園等の多様な利活用の促進

(ア) 須磨離宮公園

- a 公園の管理運営 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協会の、山陽電気鉄道株式会社
 - ・入園者数225,750人 目標値268,000人（令和5年度234,350人）
- b 実施した主なイベント
 - ・春のバラ鑑賞会（5月3日～5月31日） 55,435人
 - ・離宮月見の宴（9月16日） 1,417人
 - ・キッズダンスin離宮（10月6日） 2,488人
 - ・SUMARIKYUルミエール（11月9日～12月8日、土日祝のみ） 8,960人（夜間入場者）
- c ビジネスパートナーとの連携
 - ・Rikyu Honeyの販売
 - ・神戸西須磨パークス1dayチケット
- d 園地管理及び工事調整等
 - ・子供の森改修工事（6～9月、12～3月）
 - ・メインフォール漏水補修、ポンプ修繕（8月～11月）

(イ) 森林植物園

- a 植物園の管理運営
 - ・入園者数179,488人 目標値210,000人（令和5年度185,451人）
- b 主なイベント
 - ・森のさくら・つつじ・しゃくなげ散策（3月28日～5月31日） 23,909人
 - ・森のあじさい散策（6月8日～7月15日） 36,336人
 - ・森のもみじ散策（10月26日～12月1日） 67,621人
- c 集客増につなげる取り組み
 - ・夜間の紅葉を演出する「紅葉のライトアップ」の実施
 - ・あじさい坂、さくら園の花木の補植
 - ・アウトドアイベントの誘致（3月30日） 1,134人

(ウ) 神戸総合運動公園

- a 運動競技施設等の管理運営
 - ・ユニバー記念競技場、補助競技場、グリーンアリーナ神戸、球技場、テニスコート
- b その他公園施設の維持管理
 - ・野外ステージ、水のくに、自然のくに、冒険のくに、コスモスの丘、展望広場、駐車場、その他園地及び花木の管理
- c 主な大会・イベント
 - 《陸上競技》
 - 兵庫リレーカーニバル（4月20日、21日） 24,853人
 - 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会（5月17日～25日） 84,004人
 - 《ラグビー》
 - ジャパンラグビーリーグワン（4月7日） 11,792人 （2月1日） 4,738人
 - （2月8日） 5,585人 （3月15日） 5,100人
 - 《その他》
 - 令和六年秋巡業 大相撲神戸場所（10月18日） 5,100人
- d アシックススポーツファシリティーズ株式会社との共催事業
 - ・スポーツ鬼ごっこ、ミニスポーツ体験 794人

- ・なわとび教室 47人
- ・ユニバーで走り初め！2025、防災体験 1,500人
- e ボランティア団体等との協働によるイベント等
 - ・コスモスの丘ボランティアの活動 23回実施 延べ315人
 - ・UNIVER祭（8月11日） 13,000人
- (エ) あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の運営管理
 - a 公園の運営管理 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会
 - ・入園者数40,861人 目標値38,500人（令和5年度入園者数42,546人）
 - b 主なイベント（4大まつり）
 - ・あいな里山春フェスタ「GWの里山を楽しもう」（5月3日～6日） 2,470人
「田植えまつり」（5月25日、26日、6月1日、2日） 2,113人
 - ・あいな里山夏フェスタ「やまももまつり」（7月6日、7日） 344人
 - ・あいな里山秋フェスタ「里山まつり」（10月5日、6日、12日～14日） 3,072人
 - ・あいな里山冬フェスタ「初まつり」（1月3日～13日） 2,086人
 - c 市民参画団体及び近隣施設、大学等との連携
 - ・神戸市内の小・中学校を中心に収穫や環境体験学習等の里山体験を提供
83校 5,498人（令和5年度 94校 6,551人）
 - d 里山フレンズ（個人参加型ボランティア）の活動 50人登録
 - e 集客増につなげる取り組み
 - ・オーガニックフェスタ「BE KOBE ORGANIC DAY in あいな里山公園」（3月1日）
 - ・あいな寄席（9月11日）
 - ・神鉄ハイキングの実施（12月1日）
 - ・さとやま収穫祭（11月10日）
 - ・まきわり・やきいもとんじるやデイ（2月22日）
- (オ) 民間事業者と共同で行なう指定管理事業
 - a 大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場（共同事業者：株式会社 ITC）
 - ・テニススクールの開催等の施設の活性化対策
 - ・飾花等による連携による協働事業
 - b 相楽園（共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会）
 - ・入園者数 106,648人
 - ・集客対策としてのイベント開催（菊の市民展示会の実施含む）
 - ・景観向上を目的とした錦鯉の放流、エサやり体験

③ 動物に関する知識の普及と理解の増進事業

- ・王子動物園入園者数 742,408人（令和5年度787,412人）

ア 動物科学資料館管理運営業務

(ア) 主な展示

- ・干支展「辰」～龍とむかしばなしの動物たち～（令和5年12月14日～5月4日）
- ・特別展「ありがとうタンタン展」（5月11日～9月11日）
- ・「リガ・神戸」姉妹都市50周年特別展（10月19日～3月31日）
- ・干支展「知っとう？へびはおもしろい展」（12月20日～3月2日）
- ・常設展示（はく製展示室）「誰の骨かな？」（令和5年7月6日～）

(イ) 主なイベント

- ・ワークショップ 全5回 延べ329人
- ・KOBEMANUの集い（神戸どうぶつ王国と共催）（4月21日） 182人
- （ウ）教育普及事業
 - ・教育支援事業「動物教室」 320件 24,068人
 - ・夏休み自由研究相談（7月21日～8月6日） 42組
- イ 動物園事業との連携
 - （ア）動物園に関する広報・広告
 - ・動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行、新聞雑誌広告、動物の缶バッチ製作
 - ・「世界ユキヒョウの日」講演会と支援グッズ販売
 - ・「国際ホッキョクグマの日」講演会と記念品販売

④ 公益共通事業

- ア 有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員
 - ・旅行会社等（阪急交通社、読売旅行社、神戸新聞社）のツアー造成による集客 5,497人
（須磨離宮公園1,385人、森林植物園4,112人）
- イ 協会関連各公園や緑花に関する情報の発信（ホームページ等の運営）
 - ・アクセス数 469,787件 協会トップページアクセス数 1日平均1,128件
 - ・テレビ、ラジオ、新聞、SNS等を利用した有料公園の広告や情報発信
- ウ 公園利用者への安全・安心の確保
 - ・AED（自動体外式除細動器）の維持管理 28公園 38台

（2）収益事業等

① 公園施設等附帯収益事業

- ア 駐車場等の運営
 - （ア）一般公園等
 - a 一般公園駐車場（11公園）利用台数 367,706台（令和5年度 351,242台）
 - （イ）有料公園等
 - a 須磨離宮公園附帯駐車場利用台数 39,477台（令和5年度40,019台）
 - b 森林植物園附帯駐車場利用台数 51,327台（令和5年度47,081台）
 - c 神戸総合運動公園附帯駐車場利用台数 313,393台（令和5年度287,557台）
 - d あいな里山公園附帯駐車場利用台数 11,863台（令和5年度12,485台）
- イ 公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営
 - （ア）一般公園等
 - a レストラン、売店
 - ・レストラン 2店 諏訪山公園、東遊園地
 - ・喫茶軽食 1店 須磨浦公園
 - ・売店 1店 アジュール舞子（休止中）
 - ・キッチンカー 2か所 アジュール舞子、須磨浦公園
 - ・コンビニエンスストア 1店 神戸総合運動公園
 - b 飲料水等自動販売機 39台 キャッシュレス対応型14台、災害対応機種7台
 - ・令和6年10月 井吹台谷口公園1台設置（委託先：タイムズ24）
 - c 市民農園 3か所（245区画） 八幡南、名谷、高倉台
 - d テニススクール 3か所 本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園

- e 観光用望遠鏡 2基 諏訪山公園ビーナステラス
- (イ) 有料公園等
- a 須磨離宮公園
- ・レストラン、キッチンカー、飲料水等自動販売機の運営
 - ・蜂蜜、ハンドクリーム等の販売
- b 森林植物園
- ・森のカフェ、売店、飲料水等自動販売機、あじさいの苗の販売等
- c 神戸総合運動公園
- ・体育館、テニスコートでのスクール（室内テニススクール、新体操等）
 - ・トレーニングセンターの運営
 - ・レストラン、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等
 - ・アスリート応援パートナー事業（待機用ベンチの購入）
- d あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）
- ・飲料水等自動販売機、臨時売店

②動物園収益事業

ア 動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等の設置

- (ア) 動物園内遊戯施設 18機種
- (イ) 売店 1店
- (ウ) キッチンカー 3台
- (エ) 飲料水等自動販売機 33台
- (オ) コインロッカー 52台
- (カ) ベビーカー（貸出） 141台

イ 動物園ユーカリ栽培

- ・ユーカリの栽培及び維持管理 8地区（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県愛南町、岡山3地区（玉野市、瀬戸内市2地区）、三重県伊賀市、神戸市）
- ・ユーカリアロマスプレーの販売

ウ タンタンメモリアルブック製作

- ・市民からの写真・メッセージ募集

2 令和6年度 損益計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 事業費用	1,964,387,380	I 事業収入	1,972,086,456
1 緑化啓発等事業費	46,829,601	1 緑化啓発等事業収入	2,118,579
2 公園施設等維持管理業務費	533,378,763	2 公園施設等維持管理業務収入	501,906,537
(1) 都市公園等維持管理業務費	430,970,716	(1) 都市公園等維持管理業務収入	424,216,627
一般公園維持管理業務費	250,283,223	一般公園維持管理業務収入	239,154,579
運動施設維持管理業務費	89,113,155	運動施設維持管理業務収入	85,900,819
花と緑のまち推進業務費	56,925,768	花と緑のまち推進業務収入	66,062,364
その他都市公園等維持管理業務費	34,648,570	その他都市公園等維持管理業務収入	33,098,865
(2) 公園施設等維持管理業務費	102,408,047	(2) 公園施設等維持管理業務収入	77,689,910
動物科学資料館管理運営等業務費	40,947,508	動物科学資料館管理運営等業務収入	17,159,000
動物園ユークリ栽培業務費	55,907,634	動物園ユークリ栽培業務収入	55,840,910
その他公園施設等維持管理業務費	5,552,905	その他公園施設等維持管理業務収入	4,690,000
3 指定管理者事業費	1,107,657,268	3 指定管理者事業収入	1,087,843,656
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	177,043,761	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	161,529,540
(2) 森林植物園管理運営事業費	176,663,940	(2) 森林植物園管理運営事業収入	170,512,986
(3) 総合運動公園管理運営事業費	613,855,791	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	614,282,137
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業費	1,136,865	(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,090,908
(5) 相楽園管理運営事業費	182,203	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	138,774,708	(6) あいな里山公園管理運営事業収入	140,078,085
4 附帯事業費	273,552,487	4 附帯事業収入	379,282,389
(1) 公園等事業費	203,952,227	(1) 公園等事業収入	253,094,711
駐車場等事業費	146,145,843	駐車場等事業収入	151,512,610
レストラン等事業費	57,806,384	レストラン等事業収入	101,582,101
(2) 動物園事業費	69,600,260	(2) 動物園事業収入	126,187,678
5 一般管理費	2,969,261	5 一般管理費	935,295
II 事業外費用	—	II 事業外収入	—
合 計	1,964,387,380	合 計	1,972,086,456
※ 神戸市からの収入 (1) 補助金 1,116千円 (2) 受託料 1,212,093千円		税引前当期利益	7,699,076
		法人税等充当額	3,267,000
		当 期 利 益	4,432,076
		前期繰越一般正味財産	514,485,606
		当期一般正味財産期末残高	518,917,682

3 令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	231,840	—	—	231,840
基本財産受取利息振替額	231,840	—	—	231,840
特定資産運用益	217,752	330,610	163,296	711,658
特定資産受取利息 (一般)	—	330,610	21,605	352,215
特定資産受取利息振替額	217,752	—	141,691	359,443
事業収益	1,302,344,304	664,972,483	146,736	1,967,463,523
受託収益	1,271,764,084	75,671,820	—	1,347,435,904
販売収益	708,479	2,360,762	—	3,069,241
駐車場収益	—	288,251,633	—	288,251,633
使用料収益	1,858,772	43,674,551	146,736	45,680,059
広告収益	—	5,045,458	—	5,045,458
手数料収益	145,850	—	—	145,850
トレセン収益	—	21,851,001	—	21,851,001
遊戯施設収益	—	19,253,290	—	19,253,290
歩合収益	104,914	184,659,157	—	184,764,071
その他事業収益	27,762,205	24,204,811	—	51,967,016
受取補助金等	117,000	—	435,000	552,000
受取地方公共団体補助金	80,000	—	—	80,000
受取民間補助金	37,000	—	—	37,000
受取国庫助成金	—	—	435,000	435,000
受取負担金	43,350	1,073,000	—	1,116,350
受取負担金	43,350	1,073,000	—	1,116,350
受取寄付金	325,636	—	—	325,636
受取寄付金	132,096	—	—	132,096
受取寄付金振替額 (六甲山)	193,540	—	—	193,540
雑収益	1,465,654	58,395	3,349	1,527,398
受取利息	—	—	2,525	2,525
雑収益	1,465,654	58,395	824	1,524,873
経常収益計	1,304,745,536	666,434,488	748,381	1,971,928,405
(2) 経常費用				
事業費	1,450,776,325	510,407,623	—	1,961,183,948
管理費	—	—	2,908,936	2,908,936
経常費用計	1,450,776,325	510,407,623	2,908,936	1,964,092,884
調整前当期経常増減額	△146,030,789	156,026,865	△2,160,555	7,835,521
特定資産評価損益等	—	—	—	—
評価損益等計	—	—	—	—
当期経常増減額	△146,030,789	156,026,865	△2,160,555	7,835,521
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
雑収益	104,900	51,951	1,200	158,051
経常外収益計	104,900	51,951	1,200	158,051
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	276,285	1,000	—	277,285
雑損失	3,874	13,337	—	17,211
経常外費用計	280,159	14,337	—	294,496
当期経常外増減額	△175,259	37,614	1,200	△136,445
他会計振替額	142,393,781	△144,553,136	2,159,355	—
法人税、住民税及び事業税	—	3,267,000	—	3,267,000
当期一般正味財産増減額	△3,812,267	8,244,343	—	4,432,076
一般正味財産期首残高	△18,121,279	367,534,569	165,072,316	514,485,606
一般正味財産期末残高	△21,933,546	375,778,912	165,072,316	518,917,682
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	621,632	—	—	621,632
指定受取寄付金 (夢基金)	8,000	—	—	8,000
指定受取寄付金 (六甲山)	613,632	—	—	613,632
基本財産運用益 (指)	231,840	—	—	231,840
基本財産受取利息 (指)	231,840	—	—	231,840
特定資産運用益 (指)	217,752	—	141,691	359,443
特定資産受取利息 (指)	217,752	—	141,691	359,443
一般正味財産への振替額	△643,132	—	△141,691	△784,823
当期指定正味財産増減額	428,092	—	—	428,092
指定正味財産期首残高	86,973,017	—	65,812,753	152,785,770
指定正味財産期末残高	87,401,109	—	65,812,753	153,213,862
当期正味財産増減額	△3,384,175	8,244,343	—	4,860,168
正味財産期首残高	68,851,738	367,534,569	230,885,069	667,271,376
III 正味財産期末残高	65,467,563	375,778,912	230,885,069	672,131,544

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金・負担金・分担金 1,116 千円
 (2) 受託料 1,212,093 千円

4 令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資 産 の 部		II 負 債 の 部	
1. 流 動 資 産		1. 流 動 負 債	
現金預金	580,321,244	未払費用	291,822,589
未収入金	71,053,474	前受金	62,912,905
売掛金	33,999,449	預り金	69,170,928
前払金	31,438,376	賞与引当金	45,758,000
立替金	58,666	納税充当金	3,267,000
商品	832,277	未納消費税	13,691,904
前払費用	6,019,989	流動負債合計	486,623,326
未収消費税	92,204	2. 固 定 負 債	
流動資産合計	723,815,679	退職給付引当金	63,641,487
2. 固 定 資 産		預り保証金	36,880,000
(1) 基本財産		固定負債合計	100,521,487
投資有価証券	24,000,000	負債合計	587,144,813
基本財産合計	24,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	63,641,487		
経営安定準備資産	200,000,000		
神戸みどりの夢基金資産	113,804,118		
六甲山もりづくり基金資産	63,080,795		
特定資産合計	440,526,400		
(3) その他固定資産			
建物	22,757,094		
構築物	2,054,471		
什器備品	16,372,901		
設備造作	6,109,927		
商標権	31,420		
ソフトウェア	13,426,134		
電話加入権	173,234		
投資有価証券	10,009,097		
その他固定資産合計	70,934,278		
固定資産合計	535,460,678		
資産合計	1,259,276,357		
		III 正 味 財 産 の 部	
		1. 指定正味財産	
		寄附金	153,213,862
		指定正味財産合計	153,213,862
		(うち基本財産への充当額)	(24,000,000)
		(うち特定資産への充当額)	(129,213,862)
		2. 一般正味財産	518,917,682
		(うち特定資産への充当額)	(247,671,051)
		正味財産合計	672,131,544
		負債及び正味財産合計	1,259,276,357

5 財産目録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	580,321,244	未払費用	291,822,589
現金手許有高	13,614,152	神戸市他に対する未払額他	291,822,589
普通預金三井住友銀行他	566,707,092	前受金	62,912,905
未収入金	71,053,474	市民農園使用料他	62,912,905
神戸市に対する未収額他	71,053,474	預り金	69,170,928
前払金	31,438,376	社会保険料他	69,170,928
翌事業年度事業に係る前払金	31,438,376	賞与引当金	45,758,000
売掛金	33,999,449	職員に対するもの	45,758,000
委託レストラン、自販機他	33,999,449	納税充当金	3,267,000
商品	832,277	国税庁に対する未払額他	3,267,000
絵葉書、小冊子他	832,277	未払消費税	13,691,904
立替金	58,666	流動負債合計	486,623,326
レストラン電気代、機械警備料他	58,666	固定負債	
前払費用	6,019,989	退職給付引当金	63,641,487
翌事業年度事業に係る前払金	6,019,989	職員に対するもの	63,641,487
未収消費税	92,204	預り保証金	36,880,000
流動資産合計	723,815,679	神戸市須磨区緑台3251-8他	36,880,000
固定資産		固定負債合計	100,521,487
基本財産			
投資有価証券	24,000,000		
基本財産合計	24,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産	63,641,487		
普通預金三井住友銀行	63,641,487		
経営安定準備資産	200,000,000		
普通預金三井住友銀行	10,601,515		
定期預金三井住友銀行他	20,000,000		
有価証券静岡県平成27年第3回公債他	169,398,485		
神戸みどりの夢基金資産	113,804,118		
土地神戸市垂水区五色山	16,102,800		
普通預金三井住友銀行	44,789,790		
有価証券令和4年度こうべSDGs債他	52,911,528		
六甲山もりづくり基金資産	63,080,795		
普通預金三井住友銀行	7,080,795		
有価証券令和5年度兵庫県公募債他	56,000,000		
特定資産合計	440,526,400		
その他固定資産			
建物	22,757,094		
須磨浦駐車場他	22,757,094		
構築物	2,054,471		
森林植物園売店ウッドデッキ他	2,054,471		
器具備品	16,372,901		
駐車場精算機他	16,372,901		
電話加入権	173,234		
電話加入権(4本)	173,234		
投資有価証券	10,009,097		
福島県公募公債平成28年度第1回	10,009,097		
設備造作	6,109,927		
こども汽車他	6,109,927		
商標権	31,420		
須磨離宮公園「茜離宮」	31,420		
ソフトウェア	13,426,134		
勤怠システムソフト資産他	13,426,134		
その他固定資産合計	70,934,278		
固定資産合計	535,460,678	負債合計	587,144,813
資産合計	1,259,276,357	正味財産	672,131,544

6 令和6年度決算 収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
I 事業収入	1,972,086	1,347,436	552	620,028	4,071
1 緑化啓発等事業収入	2,119	—	—	1,199	919
2 公園施設等維持管理業務収入	501,907	499,742	—	973	1,191
(1) 都市公園等維持管理業務収入	424,217	422,052	—	973	1,191
一般公園維持管理業務収入	239,155	237,810	—	371	974
運動施設維持管理業務収入	85,901	85,362	—	491	48
花と緑のまち推進業務収入	66,062	66,051	—	11	—
その他都市公園等維持管理業務収入	33,099	32,829	—	100	169
(2) 公園施設等維持管理業務収入	77,690	77,690	—	—	—
動物科学資料館管理運営業務収入	17,159	17,159	—	—	—
動物園ユニーカリ栽培業務収入	55,841	55,841	—	—	—
その他公園施設等維持管理業務収入	4,690	4,690	—	—	—
3 指定管理者等事業収入	1,087,844	836,254	117	250,877	595
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	161,530	124,837	—	36,210	483
(2) 森林植物園管理運営事業収入	170,513	139,654	117	30,741	0
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	614,282	434,979	—	179,191	112
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091	1,091	—	—	—
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	—	—	—
(6) あいな里山公園管理運営収入	140,078	135,343	—	4,735	—
4 附帯事業収入	379,284	11,440	—	366,831	1,013
(1) 公園等事業収入	253,095	11,440	—	240,668	987
駐車場等事業収入	151,513	—	—	151,212	301
レストラン等事業収入	101,582	11,440	—	89,456	686
(2) 動物園事業収入	126,189	—	—	126,163	26
5 一般管理費	934	—	435	147	352
II 事業外収入	—	—	—	—	—
合 計	1,972,086	1,347,436	552	620,028	4,071

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

7 令和6年度 支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

事業別 性質別	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公 園 施 設 等 管 理 運 営 事 業 費 等	1,687,866	493,787	1,066,363	1,123	126,593
附 帯 事 業 費	273,552	66,045	181,742	7,287	18,477
一 般 管 理 費	2,969	—	—	—	2,969
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—
合 計	1,964,387	559,832	1,248,105	8,410	148,040

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

Ⅵ 令和 7 年度事業計画

1 事業計画

(1) 公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア 花壇管理事業

- ・フラワーロードをはじめとする市街地の花壇管理

イ 緑花啓発に関する事業

- ・日本郵政株式会社、J A兵庫六甲の協賛を受けた花の絵コンクールの実施
- ・花と緑の緑花相談

ウ 花と緑の情報発信

- ・市民モニター
- ・ホームページや各種広報媒体の活用によるきめ細かい情報発信

エ ボランティア人材育成事業

- ・市民ボランティア活動に対する支援
- ・緑花リーダー育成講習会の実施

オ Living Nature Kobe の実践

- ・管理花壇への宿根草の継続導入、アニバーサリー飾花によるフラワーインスタレーションの実践
- ・SNS による情報発信、講習会の開催

カ 能登半島地震被災地（珠洲市）支援

- ・緑花ボランティアや関係団体等との協力による花苗の配布や花の絵の展示等の実施

キ 神戸みどりの夢基金事業の実施

- ・神戸のまちづくりに活用できるような緑に関する普及啓発に寄与する調査研究に対しての支援

ク 六甲山もりづくり基金事業の実施

- ・寄附金募集および六甲山の森づくりの広報 PR 活動
- ・六甲山上地域を対象とした明るい森づくり
- ・「kobe もりの木プロジェクト」による発生材等、森の恵みの活用の検討

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア 一般公園等の多様な利活用の促進

(ア) 一般公園の維持管理 10 公園

- ・大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園、須磨寺公園、アジュール舞子、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

(イ) 運動施設の維持管理

- ・テニスコート 5 公園、野球場 10 公園、球技場 4 公園等の維持管理、利用受付、使用料徴収

(ウ) 公園の施設点検 1,701 公園点検：年 4 回実施

イ 有料公園等の多様な利活用の促進

(ア) 須磨離宮公園

- a 指定管理者事業計画の着実な実行
 - ・年間入園者数目標 26.8 万人
 - ・一般社団法人神戸市造園協会の山陽電気鉄道株式会社との共同事業体で管理運営
- b 豊富な公園資源の充実、活用による魅力の発信
 - ・王侯貴族のバラ園、バラの歴史と文化園、世界殿堂入りバラ園の花のリレーを意識した開花調整と今後を見据えた維持管理、オリジナルローズ「茜離宮」の活用によるバラのアピール力強化
 - ・梅園、花しょうぶ園、ぼたん園、あじさい園等の充実と、花のリレーとしての年間を通じた魅力の発信
- c 四季折々に潤いと憩いを提供するイベントの実施
 - ・月見の宴、キッズダンス in 離宮、Rikyu ライヴ等、多彩なイベントの開催
- d 民間事業者との連携
 - ・養蜂事業者との連携による園内産ハチミツ（RIKYU HONEY）の生産、販売
 - ・周辺観光施設との連携促進による西須磨エリアの活性化
 - ・山陽電気鉄道株式会社との連携による乗車券と入園券のセット販売（西須磨パークス 1 Day チケット）
 - ・団体バス駐車受入れ等神戸須磨シーワールドとの連携
- e 集客増につなげる効果的なマーケティング施策
 - ・季節（春バラ、夏休み、紅葉）やイベント（夕涼み、キャンドルナイト、Suma Rikyu ルミエール）に合わせた開園時間延長による来園者誘致
 - ・ちゃぷちゃぷプール等の子ども、ファミリー向けイベントの充実と PR の強化
 - ・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進
 - ・繁忙期の渋滞解消につながる駐車場料金徴収の機械化等、駐車場改良に向けた検討

(イ) 森林植物園

- a 指定管理者事業計画の着実な実行
 - ・年間入園者数目標 21 万人
- b 公園資源の充実、活用による魅力発信と環境学習の場の提供
 - ・さくら、あじさい、紅葉等の計画的な更新、維持管理
 - ・学校等の環境学習の場、植物・生物等自然観察会による環境学習の場の提供
- c 森林植物園三大イベント等の実施
 - ・植物園の新緑・つつじ・しゃくなげ散策、植物園のあじさい散策、植物園のもみじ散策の開催
 - ・震災体験継承理念に伴うとんどやきの地域共催等、日本の伝承文化を継承するイベントの実施
- d 民間事業者及び近隣住民等との協働による園活性化事業
 - ・弓削牧場、神戸三田プレミアムアウトレット、フェリシモ、好日山荘等とのイベントや広報での連携
- e 集客増につなげる効果的なマーケティング施策
 - ・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進
 - ・六甲山関係施設との連携による相互利用や回遊性の促進
 - ・渋滞解消、歩行者の安全確保を目的とした駐車場の改修実施
 - ・六甲山における多様なアクティビティ実現に向けたマウンテンバイクコース整備による新たな魅力づくり

- ・兵庫フィールドパビリオン（大阪関西万博）への参加によるインバウンド等への PR
- (ウ) 神戸総合運動公園
 - a 指定管理者事業計画の着実な実行
 - ・年間使用料収入目標 122 百万円
 - ・ミズノスポーツサービス株式会社、特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ、アシックススポーツファシリティーズ株式会社、株式会社ダンロップスポーツマーケティング、一般社団法人神戸住環境整備公社との共同事業体を結成。引き続きパートナー企業としてグリーンシステム株式会社の協力を得た充実した運営体制で管理運営
 - b 公園を拠点とした市民スポーツ振興と健康増進
 - ・各種教室、講習会、大会の開催とスポーツ大会の誘致
 - ・ユニバースポーツクラブへの支援
 - c スポーツ施設や園地を活用したスポーツイベントプログラムの提供
 - ・プロスポーツクリニックの実施
 - d 主催・共催イベントの開催
 - ・公園マルシェ、コスモスまつり、菜の花まつり、UNIVER 祭、神戸スポーツパークフェスタ等の開催
 - ・協力企業と連携したイベント開催（ベビーマッサージ、親子体操教室、ウォーキングイベント）
 - ・民間キッチンカー運営事業者との連携による駅前広場等の活性化
 - e 様々なコミュニケーションツールを活用した広報・PR の実施
 - f 市民、ボランティア団体、企業、学校等との協働事業
 - ・コスモスの丘市民ボランティア、里山倶楽部緑台、ガーデニング倶楽部への支援
 - ・ホームページバナーや園内マップへの広告掲載等企業協賛
 - ・神戸市外国語大学、神戸市看護大学、兵庫県立大学等の当園主催イベントへの出展
 - g 運動施設及びその他公園施設の管理運営
 - h コスモス、菜の花及び花壇の充実と自然林の保全
 - i ユニバーサル社会実現に向けての施策
 - ・やさしい日本語での案内や多言語標記、ピクトグラムの活用
- (エ) あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の运营管理
 - a 業務計画の着実な実行
 - ・年間入園者数目標 38,500 人以上
 - ・一般社団法人神戸市造園協力会との共同事業体で管理運営
 - b 主要イベント（4 大まつり）の実施
 - c 小中学校を中心とした環境体験学習の場としてのプログラムの実施
 - d 集客増につながる効果的なマーケティング施策
 - ・大阪関西万博に関連する「ひょうごフィールドパビリオン」を通じて、広域圏やインバウンド向け広報を実施
 - ・利用者サービスの充実を目指した物販等の拡大
- (オ) その他指定管理事業
 - a 民間事業者との共同による指定管理事業の着実な実行
 - ・相楽園 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会
 - ・大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場 共同事業者：株式会社 ITC
 - b 相楽園における利用活性化

③動物に関する知識の普及と理解の増進事業

ア 動物に関する知識の普及と理解の増進事業

(ア) 特別展の開催

- ・動物の話題や環境学習をテーマに企画、開催

(イ) 教育普及事業

a イベントの開催

- ・動物ミニ教室、夏休み自由研究相談、夏休み動物足型教室、講演会等

b 教育支援事業

- ・小学校や児童館、幼稚園等の団体向けの動物教室を実施
- ・病気や障害により学校園への通学が困難な子どもたちを対象に、病院や支援学校と連携した院内学級向け動物教室を実施

(ウ) 動物資料の収集、整理、保管

イ その他

(ア) 動物科学資料館及び動物園ホールの運営管理

(イ) 動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行等の広報

④公益共通事業

ア 有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員対策

- ・旅行会社への各園の魅力 PR による旅行商品化の促進
- ・地域及び民間企業との連携によるイベント企画
- ・神戸観光局や神戸観光 Maas 協議会との連携によるインバウンド対策への取り組み
- ・神戸総合運動公園チャージスポット等のデジタルサイネージの活用

イ 協会関連各公園や緑花に関する情報の発信

- ・各園ホームページや SNS 充実による広報の強化及び集客の促進
- ・神戸市の子育てサイト「こどもっと KOBE」等の子どもとお出かけ情報サイトや神戸公式観光サイト「Feel KOBE」等 Web 広報の積極的な活用による情報発信
- ・ドローンの活用等による魅力ある広報コンテンツの作成

ウ 公園利用者への安全・安心の確保

- ・AED（自動体外式除細動器）の管理 既設 27 公園 36 台

(2) 収益事業等

①公園施設等附帯収益事業

ア 駐車場等の運営

(ア) 一般公園等

a 駐車場

- ・常設駐車場（11 公園、708 台）、臨時駐車場（垂水健康公園：48 台）

(イ) 有料公園等

a 須磨離宮公園附帯駐車場（常設 294 台）

b 森林植物園附帯駐車場（常設 700 台、臨時 500 台）

c 神戸総合運動公園附帯駐車場（常設 1,595 台、臨時 1,825 台（バス駐車場 15 台含む））

d あいな里山公園附帯駐車場（常設 102 台、臨時 450 台）

イ 公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営

(ア) 一般公園等

- a レストラン（諏訪山公園、東遊園地） 2 店
- b 軽食喫茶（須磨浦公園） 1 店
- c キッチンカー（海水浴期間のみ） 3 台
- d 飲料水等自動販売機 39 台（キャッシュレス対応型 14 台、災害対応機種 7 台）
- e コンビニエンスストア（神戸総合運動公園） 1 店

(イ) 有料公園等

- a 須磨離宮公園
 - ・レストラン、飲料水等自動販売機（15 台）の運営
 - ・バラの苗等花の売店（イベント時）の運営
 - ・オリジナル商品（蜂蜜、ハンドクリーム・ほしようかん等）の販売
- b 森林植物園
 - ・軽食喫茶での地産地消メニューの提供、売店、臨時売店、飲料水等自動販売機（6 台）
- c 神戸総合運動公園
 - ・体育館、補助競技場、テニスコートでのスクール
 - ・トレーニングセンターの運営
 - ・レストラン、売店、飲料水等自動販売機（41 台）等
- d あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）
 - ・飲料水等自動販売機（2 台）、臨時売店

(ウ) 市民農園（八幡南、名谷、高倉台） 3 箇所（245 区画）

(エ) テニススクール（本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園）

ウ その他

- ・総合運動公園の施設等の更なる充実を図るため、「神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業」として、ユニバー記念競技場への広告協賛企業の継続及び獲得

②動物園収益事業

ア 動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等の設置

- (ア) 動物園内遊戯施設 18 機種
- (イ) 売店 1 店
- (ウ) キッチンカー 3 台
- (エ) 飲料水等自動販売機 33 台
- (オ) コインロッカー 52 台
- (カ) ベビーカー（貸出） 135 台

イ ユーカリ栽培業務

- ・動物園のコアラ飼育のためのユーカリ栽培及び維持管理 8 地区
（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町、岡山県 3 地区（瀬戸内市 2 地区、玉野市）、三重県伊賀市、神戸市）
- ・ユーカリ栽培及び維持管理で発生する規格外のユーカリの葉を活用したアロマスプレーの販売

ウ タンタンメモリアルブック製作・販売

- ・市民から募集したタンタンの写真・メッセージを元に製作したメモリアルブックの販売

2 経営改善の取組状況

当協会は「公益の担い手」として、本市と連携しながら公園緑地事業の推進及び公園の維持管理を通じ、心身共に健康で豊かな暮らしを支え、魅力あふれるまちづくり、教育の向上に努めてきた。また、指定管理者制度への移行をはじめとする本市の行政方針の見直しに伴い、組織、人員の見直しや業務の改善などによる管理運営の効率化を図ってきた。

引き続き、潤いと彩りあふれる市民生活の実現のため、本市からのミッション及び社会情勢の変化に合わせて、経費節減や組織職員体制の効率化、事務事業の抜本的見直しなど前例にとられない取組を行う。

〔これまでに行ってきた主な経営改善策〕

(1) 第7次中期経営計画の実施（令和6年度から8年度まで）

第7次計画の初年度として、同計画の魅力と信頼の向上をめざす「4つの基本方針」に基づき、花木類の充実による公園の魅力の創出や緑化啓発への貢献に取り組むとともに、より一層の経費節減、組織職員体制の効率化や人材育成等により持続可能な財政基盤の確立に努めた。

(2) ブランディング戦略基本方針の策定

本市とも連携を図りながら費用の抑制に努めるだけでなく、ブランディングを通じて協会の新たな魅力を創出することを目的として、神戸市の進めるLiving Nature Kobeを基本骨子とした「ブランディング戦略基本方針」を策定した。

(3) 組織、人員の見直し

本市派遣職員の削減を進めるとともに、事業量に応じた職員数の適正化に努めた。

(職員数は各年7月1日現在。再任用を含む)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度予算
事業費（百万円）	2,066	2,152	2,113	2,068	1,948	1,948
職員数（人）	131	128	125	122	118	117
うち本市派遣（人）	20	18	14	13	11	10

※「市派遣」は、市派遣職員数で、再任用を除く

〔令和7年度における経営改善策〕

(1) 本市から提示されたミッション並びに第7次中期経営計画の取組

本市から提示されたミッションを踏まえて策定した経営改革プラン並びに第7次中期経営計画を着実に進めるために、本市派遣職員の削減など組織のスリム化を図るとともに、収入増対策にも努め、経営理念の実現のために協会の自主的な運営を目指す。

(2) 公益財団法人としての取組

- ① 公益増進の重要な担い手として、公益事業の重点を絞り込む。
- ② 公益事業を実施する財源の安定確保のため、民間事業者との連携など収益事業の拡充に努める。
- ③ ブランディング戦略基本方針の実施初年度として、協会内での理解浸透を図るとともに、プログラムや公園環境の整備に取り組む。

3 令和7年度 予定損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 事業費用	1,948,165,000	I 事業収入	1,918,816,000
1 緑化啓発等事業費	46,728,000	1 緑化啓発等事業収入	3,243,000
2 公園施設等維持管理業務費	543,435,000	2 公園施設等維持管理業務収入	493,556,000
(1) 都市公園等維持管理業務費	440,102,000	(1) 都市公園等維持管理業務収入	415,097,000
一般公園維持管理業務費	237,979,000	一般公園維持管理業務収入	209,404,000
運動施設維持管理業務費	82,802,000	運動施設維持管理業務収入	84,127,000
花と緑のまち推進業務費	65,870,000	花と緑のまち推進業務収入	68,000,000
その他都市公園等維持管理業務費	53,451,000	その他都市公園等維持管理業務収入	53,566,000
(2) その他公園施設等維持管理業務費	103,333,000	(2) その他公園施設等維持管理業務収入	78,459,000
動物科学資料館管理運営業務費	38,028,000	動物科学資料館管理運営業務収入	17,168,000
動物園ユニーカリ栽培業務費	59,659,000	動物園ユニーカリ栽培業務収入	56,601,000
その他公園施設等維持管理業務費	5,646,000	その他公園施設等維持管理業務収入	4,690,000
3 指定管理者等事業費	1,071,039,000	3 指定管理者等事業収入	1,027,248,000
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	174,090,000	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	158,602,000
(2) 森林植物園管理運営事業費	180,274,000	(2) 森林植物園管理運営事業収入	171,212,000
(3) 総合運動公園管理運営事業費	575,362,000	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	555,691,000
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業費	1,052,000	(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091,000
(5) 相楽園管理運営事業費	190,000	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	140,071,000	(6) あいな里山公園管理運営収入	140,302,000
4 附帯事業費	281,833,000	4 附帯事業収入	394,024,000
(1) 公園等事業費	202,806,000	(1) 公園等事業収入	264,393,000
駐車場等事業費	141,117,000	駐車場等事業収入	171,512,000
レストラン等事業費	61,689,000	レストラン等事業収入	92,881,000
(2) 動物園事業費	79,027,000	(2) 動物園事業収入	129,631,000
5 一般管理費	5,130,000	5 一般管理費	745,000
II 事業外費用	—	II 事業外収入	—
合 計	1,948,165,000	合 計	1,918,816,000
※ 神戸市からの収入		税引前当期利益	△ 29,349,000
(1) 補助金 -千円		法人税等充当額	222,000
(2) 受託料 1,113,733千円		当 期 利 益	△ 29,571,000

4 令和7年度 収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取 引消去	合 計
I 一般正味財産の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①基本財産運用収益	232	—	—	—	232
②特定資産運用収益	218	276	146	—	640
③事業収益	1, 203, 620	712, 394	115	—	1, 916, 129
④受取補助金等	—	—	350	—	350
⑤受取負担金	—	—	—	—	—
⑥受取寄附金	1, 462	—	—	—	1, 462
⑦雑収益	—	—	3	—	3
経常収益計	1, 205, 532	712, 670	614	—	1, 918, 816
(2) 経常費用					
①事業費	1, 410, 919	532, 116	—	—	1, 943, 035
②管理費	—	—	5, 130	—	5, 130
経常費用計	1, 410, 919	532, 116	5, 130	—	1, 948, 165
当期経常増減額	△205, 387	180, 554	△4, 516	—	△29, 349
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	—	—	—	—	—
(2) 経常外費用	—	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—	—
他会計振替	180, 554	△180, 554	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	△24, 833	—	△4, 516	—	△29, 349
法人税、住民税及び事業税	—	222	—	—	222
当期一般正味財産増減額	△24, 833	△222	△4, 516	—	△29, 571

5 令和7年度 予定貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	1,104,997	(負債の部)	469,648
流動資産	552,898	流動負債	381,601
現金・預金	375,599	未払費用	266,867
売掛金	22,532	未納消費税	13,687
未収入金	146,169	預り金	47,420
立替金	2,030	前受金	7,647
前払費用	5,574	納税充当金	222
商品	994	賞与引当金	45,758
固定資産	552,099	固定負債	88,047
基本財産	24,000	預り保証金	30,017
投資有価証券	24,000	退職給付引当金	58,030
特定資産	432,096		
退職給付積立金	58,030		
現金・預金	58,030		
経営安定積立金	200,000		
現金・預金	109,982		
定期預金	20,000		
投資有価証券	70,018	(正味財産の部)	635,349
神戸みどりの夢基金	113,917	指定正味財産	150,339
現金・預金	44,902	〔 内 基本財産への充当額 〕	24,000
投資有価証券	52,912	〔 内 特定資産への充当額 〕	126,339
土地	16,103		
六甲山もりづくり基金	60,149	一般正味財産	485,010
現金・預金	4,149	〔 内 特定資産への充当額 〕	247,727
投資有価証券	56,000		
その他固定資産	96,003		
建物	21,344		
構築物	1,784		
什器備品	47,721		
設備造作	5,250		
商標権	21		
ソフトウェア	9,701		
電話加入権	173		
投資有価証券	10,009		
合 計	1,104,997	合 計	1,104,997

6 令和7年度 予定収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
I 事業収入	1,918,807	1,249,277	350	666,843	2,337
1 緑化啓発等事業収入	3,243	—	—	1,186	2,057
2 公園施設等維持管理業務収入	493,547	492,548	—	999	—
(1) 都市公園等維持管理業務収入	415,097	414,098	—	999	—
一般公園維持管理業務収入	209,404	208,986	—	418	—
運動施設維持管理業務収入	84,127	83,622	—	505	—
花と緑のまち推進業務収入	68,000	68,000	—	—	—
その他都市公園等維持管理業務収入	53,566	53,490	—	76	—
(2) 公園施設等維持管理業務収入	78,450	78,450	—	—	—
動物科学資料館管理運営業務収入	17,168	17,159	—	9	—
動物園ユニーカリ栽培業務収入	56,601	56,601	—	—	—
その他公園施設等維持管理業務収入	4,690	4,690	—	—	—
3 指定管理者事業収入	1,027,248	753,093	—	274,155	—
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	158,602	115,663	—	42,939	—
(2) 森林植物園管理運営事業収入	171,212	135,261	—	35,951	—
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	555,691	365,184	—	190,507	—
(4) 大原山・掖谷公園テニスコート管理運営事業収入	1,091	1,091	—	—	—
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	—	—	—
(6) あいな里山公園管理運営収入	140,302	135,544	—	4,758	—
4 附帯事業収入	394,024	3,636	—	390,388	—
(1) 公園等事業収入	264,393	3,636	—	260,757	—
駐車場等事業収入	171,512	—	—	171,512	—
レストラン等事業収入	92,881	3,636	—	89,245	—
(2) 動物園事業収入	129,631	—	—	129,631	—
5 一般管理費	745	—	350	115	280
II 事業外収入	—	—	—	—	—
合 計	1,918,807	1,249,277	350	666,843	2,337

7 令和7年度 予定支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

事業別 性質別	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公 園 施 設 等 管 理 運 営 事 業 費 等	1,661,202	74,183	1,440,959	1,120	144,940
附 帯 事 業 費	281,833	590,610	△338,549	6,826	22,946
一 般 管 理 費	5,130	—	—	—	5,130
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—
合 計	1,948,165	664,793	1,102,410	7,946	173,016

VII 令和6年度主要事業計画・実績比較表

事業名	区分	事業計画	実績	増△減	備考
緑化啓発等事業					
緑花リーダー養成講座	開催回数	5回	5回	-	
公園施設等維持管理業務					
一般公園の維持管理	公園数	10公園	10公園	-	
運動施設の維持管理					
テニスコート	施設数	16面	16面	-	
野球場	施設数	10面	10面	-	
球技場	施設数	4面	4面	-	
花壇管理					
花のプロムナード花壇	箇所数	17箇所	17箇所	-	
ふれあい花壇	箇所数	9箇所	8箇所	△1か所	
都市公園の施設点検	公園数 ×回数	1635公園 ×4回	1649公園 ×4回	14公園 -	
指定管理者等事業					
須磨離宮公園	入園者数	268,000人	225,750人	△42,250人	休園期間:1月16日～1月24日(9日間)
森林植物園	入園者数	210,000人	179,488人	△30,512人	
総合運動公園(施設全体)	使用料収入	122,000千円	133,733千円	11,733千円	
ユニバー記念競技場	使用料収入	30,800千円	34,287千円	3,487千円	
グリーンアリーナ神戸	使用料収入	59,000千円	66,113千円	7,113千円	
テニスコート	使用料収入	29,500千円	30,622千円	1,122千円	
国営明石海峡公園 神戸地区(あいな里山公園)	入園者数	38,500人	40,861人	2,361人	※令和6年2月より水曜が休園日に変更
附帯事業					
駐車場の経営					
須磨浦公園	料金収入	35,000千円	34,542千円	△458千円	※R6.11.1 須磨海づり公園オープン

Ⅷ 主要事業の推移(令和4年度～令和6年度)

事業名	区分	令和4年度	令和5年度		令和6年度		備考
				前年度比		前年度比	
緑化啓発等事業							
緑花リーダー養成講座	開催回数	5回(連続)	5回(単発)	100.0%	5回(連続)	100.0%	令和4年度より自主事業
公園施設等維持管理業務							
一般公園の維持管理	公園数	10公園	10公園	100.0%	10公園	100.0%	
運動施設の維持管理							
テニスコート	施設数	16面	16面	100.0%	16面	100.0%	
野球場	施設数	10面	10面	100.0%	10面	100.0%	
球技場	施設数	4面	4面	100.0%	4面	100.0%	
花壇管理							
花のプロムナード花壇	箇所数	17箇所	17箇所	100.0%	17箇所	100.0%	
ふれあい花壇	箇所数	10箇所	9箇所	90.0%	8箇所	88.9%	
フラワーほっと花壇	箇所数	1箇所	0箇所	0.0%	0箇所	-	
都市公園の施設点検	公園数 ×回数	1,637公園 ×4回	1,635公園 ×4回	99.8% 99.8%	1,649公園 ×4回	100.9%	
指定管理者等事業							
須磨離宮公園	入園者数	252,899人	234,359人	92.7%	225,750人	96.3%	
森林植物園	入園者数	177,589人	185,451人	104.4%	179,488人	96.8%	
総合運動公園							
ユニバー記念競技場	利用率	48.9%	37.0%	△ 11.9P	35.1%	△ 1.9P	
グリーンアリーナ神戸	利用率	76.3%	77.9%	1.6P	82.4%	4.5P	
テニスコート	利用率	37.5%	37.1%	△ 0.4P	39.2%	2.1P	
国営明石海峡公園 神戸地区(あいな里山公園)	入園者数	48,994人	42,546人	86.8%	40,861人	96.0%	令和6年2月より水曜が休園 日に変更
附帯事業							
駐車場の経営							
須磨浦公園	料金収入	22,042千円	23,195千円	105.2%	34,542千円	148.9%	R6.11.1 須磨海づり公園 オープン
	駐車台数	37,313台	37,052台	99.3%	50,842台	137.2%	

IX. 財 務 状 況

(単位：千円)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	5→6増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	△3,874	3,801	7,836	4,035
		経常収益	2,109,516	2,069,107	1,971,928	△97,179
		うち公益	1,456,683	1,440,518	1,304,746	△135,772
		うち公益以外	652,833	628,590	667,183	38,593
		経常費用	2,113,390	2,065,307	1,964,093	△101,214
		うち事業費（公益）	1,629,231	1,594,505	1,450,776	△143,729
		うち事業費（公益以外）	478,171	467,961	510,408	42,446
		うち管理費（公益）	—	—	—	—
		うち管理費（公益以外）	5,988	2,840	2,909	69
		評価損益等	—	—	—	—
	指定正味財産	当期経常外増減額	233	△2,124	△136	1,988
		経常外収益	335	278	158	△120
		経常外費用	102	2,402	294	△2,108
		法人税、住民税及び事業税	505	1,080	3,267	2,187
		当期一般正味財産増減額	△4,147	597	4,432	3,835
	一般正味財産期首残高		518,036	513,889	514,486	597
	一般正味財産期末残高		513,889	514,486	518,918	4,432
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	1,550	△4,187	428	4,615
		指定正味財産増加額	4,912	894	1,213	319
		指定正味財産減少額	3,362	5,081	785	△4,296
		うち一般正味財産への振替額	3,362	5,081	785	△4,296
		指定正味財産期首残高	155,423	156,973	152,786	△4,187
		指定正味財産期末残高	156,973	152,786	153,214	428
	正味財産期首残高		673,458	670,862	667,271	△3,591
	当期正味財産増減額		△2,596	△3,591	4,860	8,451
	正味財産期末残高		670,862	667,271	672,132	4,860
貸借対照表（B／S）	資産合計		1,309,202	1,164,753	1,259,276	94,523
	流動資産	流動資産	768,119	628,066	723,816	95,750
		固定資産	541,083	536,687	535,461	△1,227
		うち建物	25,670	24,192	22,757	△1,435
	負債合計		638,340	497,482	587,145	89,663
	流動負債	流動負債	555,190	408,498	486,623	78,125
		うち短期借入金	—	—	—	—
		固定負債	83,150	88,984	100,521	11,538
		うち長期借入金	—	—	—	—
	正味財産合計		670,863	667,271	672,132	4,860
	指定正味財産		156,972	152,786	153,214	428
	一般正味財産		513,890	514,486	518,918	4,432

※ 端数処理により合計が一致しない場合があります。